条例議案参考資料

(議案第32号~議案第52号)

令和6年第1回(3月)川口市議会定例会

令和6年第1回(3月)川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第	32号参考資料	川口市監査委員に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	1
議案第	33号参考資料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利	
		用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	2
議案第	3 4 号参考資料	川口市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照	
		表······	7
議案第	35号参考資料	川口市職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表	8
議案第	36号参考資料	川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表	Ç
議案第	37号参考資料	川口市感染症診査協議会条例の一部を改正する条例案新旧対照表	C
議案第	38号参考資料	川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照	
		表	1
議案第	39号参考資料	川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改	
		正する条例案新旧対照表1	S
議案第	40号参考資料	川口市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表1	6
議案第	41号参考資料	川口市重度要介護高齢者福祉手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表2	C
議案第	42号参考資料	川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表2	1

議案第	43号参考資料	川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表
議案第	4 4 号参考資料	川口市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表25
議案第	46号参考資料	川口市朝日環境センター施設整備審議会条例案新旧対照表2 6
議案第	47号参考資料	川口市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例案新旧対照表27
議案第	48号参考資料	川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表28
議案第	49号参考資料	川口市消防法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表30
議案第	50号参考資料	川口市空家等対策に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表32
議案第	5 1 号参考資料	川口市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表34
議案第	5 2 号参考資料	川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表35

議案第 32号参考資料

川口市監査委員に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市監査委員に関する条例(平成5年条例第8号)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案

(請求又は要求による監査)

- 第8条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、第242条第1項並びに第243条の2の8第3項(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求を受理したときは、監査委員は、その日から7日以内に監査に着手しなければならない。
- 2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告並びに同条第5項の規定による当該報告の決定について合議により決定することができない事項がある場合におけるその旨及び当該事項についての各監査委員の意見の送付、公表並びに提出、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告並びに同条第13項の規定による当該報告の決定について合議により決定することができない事項がある場合におけるその旨及び当該事項についての各監査委員の意見の提出並びに公表(市長の要求に係る監査に関するものに限る。)、法第235条の2第3項及び地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出(市長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。)並びに法第243条の2の8第3項(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求を受理した日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(請求又は要求による監査)

第8条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、第243条の2の2第3項 (地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求を受理したときは、監査委員は、その日から7日以内に監査に着手しなければならない。

行

現

2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告並びに同条第5項の規定による当該報告の決定について合議により決定することができない事項がある場合におけるその旨及び当該事項についての各監査委員の意見の送付、公表並びに提出、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告並びに同条第13項の規定による当該報告の決定について合議により決定することができない事項がある場合におけるその旨及び当該事項についての各監査委員の意見の提出並びに公表(市長の要求に係る監査に関するものに限る。)、法第235条の2第3項及び地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出(市長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。)並びに法第243条の2の2第3項(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求を受理した日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

議案第 33号参考資料

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対 照表

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第65号)(第 1条関係)

	改正案					現	行
別	別表第1 (第3条関係)				表第1(第5	3条関係)	
	機関	事	務		機関	事	務
	1 市長	法別表第1の23の項下欄に掲け 生活に困窮する日本の国籍を有し			1 市長	法別表第1の15の項下欄に掲 生活に困窮する日本の国籍を有	げる事務に準ずる事務であって、 しない者に対するもの
	(略)				(略)		

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(第2条関係)

(下線の部分は改正部分)

(個人番号を利用することができる事務)

改

第3条 (略)

2 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務を所掌する機関は、当該事務の処理に関し、自らが保有する特定個人情報ファイルに記載され、又は記録された同号に規定する利用特定個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

正

3 • 4 (略)

別表第1(第3条関係)

杉	幾関	事	務
1	市長	法別表23の項下欄 生活に困窮する日本の国籍	_に掲げる事務に準ずる事務であって、 ffを有しない者に対するもの
(田	各)		

別表第2(第3条関係)

機関	事	務	特	定	個	人	情	報
1 市長	生活保護法 5年法律第)による保 及び実施又 の徴収に関 であって、以 るもの(以 保護関係事	は徴収金 する事務 則で定め 下「生活		情報、 医療費 療費関	障害者 関係情	福祉手 報又は	障害者 当関係 ひとり て規則	情報、 親家

(個人番号を利用することができる事務)

第3条 (略)

2 法<u>別表第2の第2欄に掲げる事務</u> を所掌する機関は、当該事務の処理に関し、自らが保有する特定個人情報ファイルに記載され、又は記録された同表の第4欄に掲げる特定個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

行

玥

3 • 4 (略)

別表第1(第3条関係)

機関	事	務
1 市長	法別表第1の23の項下欄に掲げ 生活に困窮する日本の国籍を有し	る事務に準ずる事務であって、 ない者に対するもの
(略)		

別表第2(第3条関係)

機関	事	務	特	定	個	人	情	報
1 市長	法別表第20項第2欄の		給資格 に関す 医療費	費の 野 型 弱 係 情 福 祖 に 関	成に関 及び医 (以下 報」と 当支給 する情	す療「い条報といる。 を まり を まり を いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう	成金の 心身障) 、川 よる福 下「障	る <u>受</u> 支給 害者 口市

準す活国対	舌保護関係事務に ずる事務であって、 舌に困窮する日本 国籍を有しない者 対するもの	地方税関係情報、中国残留邦人等支援 給付等関係情報、介護保険給付等関係 情報、障害者関係情報、障害者の日常 生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律(平成17年法律第123 号)による自立支援給付の支給に関す る情報、特別児童扶養手当等の支給に 関する法律(昭和39年法律第134 号)による特別児童扶養手当、障害者 福祉手当右しくは、国民年金法等の一部を改正する法 律(昭和60年法律第34号)附則第 97条第1項による福祉手当の支給に 関する情報、障害者福祉手当関係情報、 関する情報、障害者福祉手当関係情報、 魔手当法(昭和46年法律第73号) による児童を開発、 関する情報、児童扶養手当関係情報、 定よる児童を開発、 定よる児童を関係情報、 定よる児童を関係情報、 定よる児童を関係情報、 定よる児童を関係情報、 定よる児童を関係情報、 定まる児童を関係情報、 定まる児童を関係情報、 定まる児童を関係情報、 を関係情報であって規則で定めるも の	2 市長	項第2欄の事務に準する事務であって、 する事務であって、 生活に困窮する日本 の国籍を有しない者 に対するもの	市子ども医療性の支給に関する条例による受給資格の登録及び医療費関係情報(以下「子ども医療費関係情報」という。)又は川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による受給者証の交付及び医療費の支給に関する情報(以下「ひとり親家庭等の医療費」という。)であって規則で定めるもの 地方税関係情報、介護保険給害を支給で、では、一方・のでは、一方・のでは、一方に、一方・のでは、一方・のでは、一方に、一方に、一方・のでは、一方に、一方に、一方に、一方に、一方に、一方に、一方に、一方に、一方に、一方に
3 市長 (略		地方税関係情報、生活保護法による保 護の実施若しくは就労自立給付金若し	3 市長	(略)	地方税関係情報、生活保護関係情報

| くは進学準備給付金の支給に関する情報及び生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対する生活保護法____

正準じて行う保護の実施に関する情報(以下「生活保護関係情報等」という。)又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

(略)

- <u>備考</u> この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 障害者関係情報 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報をいう。
 - (2) 重度心身障害者医療費関係情報 川口市重度心身障害者医療費の助成に 関する条例による受給資格の登録及び医療費助成金の支給に関する情報を いう。
 - (3) 障害者福祉手当関係情報 川口市障害者福祉手当支給条例による福祉手 当の支給に関する情報をいう。
 - (4) 子ども医療費関係情報 川口市子ども医療費の支給に関する条例による 受給資格の登録及び医療費の支給に関する情報をいう。
 - (5) ひとり親家庭等医療費関係情報 川口市ひとり親家庭等の医療費の支給 に関する条例による受給者証の交付及び医療費の支給に関する情報をいう。
 - (6) 地方税関係情報 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方 税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基 礎となる事項に関する情報をいう。
 - (7) 中国残留邦人等支援給付等関係情報 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給

__及び生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対する生活保護法<u>(昭和25年法律第144号)</u>に準じて行う保護の実施に関する情報(以下「生活保護関係情報等」という。)又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

(略)

に関する情報をいう。

- (8) 介護保険給付等関係情報 介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する情報をいう。
- (9) 児童扶養手当関係情報 児童扶養手当法 (昭和36年法律第238号) による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。
- (10) 国民健康保険給付関係情報 国民健康保険法(昭和33年法律第19 2号)による保険給付の支給に関する情報をいう。
- (11) 後期高齢者医療保険給付関係情報 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給に関する情報 をいう。

別表第3 (第4条関係)

情報照会 機関	事務	情報提供 機関	特 定 個 人 情 報
1 市長	生活保護関係事務	(略)	
2 市長	生活保護関係事務 に準ずる事務 であって生活に困窮する 日本の国籍を有しない者 に対するもの	(略)	
3 教育 委員会	就学援助に関する事務で あって規則で定めるもの	市長(略)	地方税法その他の地方 税に関する法律に基づ く条例の規定により算 定した税額又はその算 定の基礎となる事項に 関する情報であって規 則で定めるもの

別表第3 (第4条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特 定 個 人 情 報
1 市長	法別表第2の26の項第 2欄の事務	(略)	
2 市長	法別表第2の26の項第 2欄の事務に準ずる事務 であって生活に困窮する 日本の国籍を有しない者 に対するもの	(略)	
3 教育 委員会	就学援助に関する事務で あって規則で定めるもの	市長	<u>地方税関係情報</u> であって規 則で定めるもの
		(略)	

議案第 34号参考資料

川口市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年条例第28号)

(下線の部分は改正部分)

案 現 行 改 TF. (定義) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。 ころによる。 (1) (略) (1) (略) (2) 条例等 条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条 (2) 条例等 条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条 の4第2項に規定する規程、 地方公営企業法(昭和27年法律第292号) の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号) 第10条に規定する企業管理規程を含む。) 並びに知事の権限 第10条に規定する企業管理規程及び議会の規程を含む。)並びに知事の権限 に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年埼玉県条例第61号)及び に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年埼玉県条例第61号)及び 埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年埼 埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年埼 玉県条例第71号)により市が処理することとされた事務について規定する埼 玉県条例第71号)により市が処理することとされた事務について規定する埼 玉県の条例及び埼玉県の執行機関の規則をいう。 玉県の条例及び埼玉県の執行機関の規則をいう。 (3) 市の機関 市の執行機関、上下水道事業管理者、病院事業管理者若しくは議 (3) 市の機関 市の執行機関、上下水道事業管理者、病院事業管理者又は 会又はこれらに置かれる機関をいう。 これらに置かれる機関をいう。 (4) 市の執行機関等 市の執行機関、上下水道事業管理者、病院事業管理者又は (4) 市の執行機関等 市の執行機関、上下水道事業管理者又は病院事業管理者 をいう。 議会をいう。 (5) ~(12) (略) (5) ~ (12) (略)

議案第 35号参考資料

川口市職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員定数条例(昭和45年条例第6号)

改正案	現行
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 2,625人 (2) (略) (3) 教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員 589人 (4) (略) (5) 監査委員の事務部局の職員 10人 (6) ~(9) (略) 2・3 (略)	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 2,596人 (2) (略) (3) 教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員 575人 (4) (略) (5) 監査委員の事務部局の職員 9人 (6) ~(9) (略) 2・3 (略)

議案第 36号参考資料

川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員退職手当支給条例(昭和37年条例第68号)

(下線の部分は改正部分)

改 案 現 行 TF. 附則 附則 $1 \sim 12$ (略) $1 \sim 12$ (略) 13 旧機関の職員が、第10条第5項に規定する事由によって引き続いて職員と 13 旧機関の職員が、第10条第5項に規定する事由によって引き続いて職員と なり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員 なり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員 となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等 となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等 の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第35条の2において準用する独立行 の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第35条 において準用する独立行 政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項に規定する基 政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項に規定する基 準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算される 準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算される ことに定められているときは、市長が別に定める場合を除き、この条例の規定に ことに定められているときは、市長が別に定める場合を除き、この条例の規定に よる退職手当は、支給しない。 よる退職手当は、支給しない。 $14 \sim 25$ (略) $1.4 \sim 2.5$ (略)

議案第 37号参考資料

川口市感染症診査協議会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市感染症診査協議会条例(平成29年条例第51号)

改 正 案	現 行
(組織)	(組織)
第2条 協議会は、委員 <u>5人以内</u> をもって組織する。	第2条 協議会は、委員 <u>4人</u> をもって組織する。

議案第 38号参考資料

川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第58号)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案

(母子生活支援施設の長の資格等)

- 第26条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。)第27条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。
 - (1) ~(3) (略)
 - (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設設備運営基準第27条の2第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの
 - ア 児童福祉司となる資格を有する者にあっては、相談援助業務(法<u>第13条</u> <u>第3項第3号</u>に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)(国、都道府県 又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間

イ・ウ (略)

2 (略)

(自立支援計画の策定)

第29条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置を講ずることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

現

行

(母子生活支援施設の長の資格等)

- 第26条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。)第27条の2第1項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。
- (1) ~(3) (略)
- (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設設備運営基準第27条の2第1項第4号に規定するこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの
 - ア 児童福祉司となる資格を有する者にあっては、相談援助業務(法<u>第13条</u> <u>第3項第2号</u>に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)(国、都道府県 又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間 イ・ウ (略)

2 (略)

(自立支援計画の策定)

況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第32条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の 通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要 に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、女性相談支援センター等関係 機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。 (関係機関との連携)

第32条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の 通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要 に応じ児童家庭支援センター_____、女性相談支援センター等関係 機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

議案第 39号参考資料

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第71号)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案

(掲示等)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧</u>に供しなければならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項、第7条第2項及び第26条を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「______」とあるのは「______」とあるのは「______」とあるのは「_____」とあるのは「一_____」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定

める基準により算定した費用の」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければ

行

現

__ならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項、第7条第2項及び第26条を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給

付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ) 中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項、第7条第2項及び第26条を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ) 中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、 特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、そ れぞれ含むものとして、前節(第6条第3項、第7条第2項及び第26条を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中

「第19条第1号」

とあるのは「第19条第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう

。) により行うことができる。

- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面の交付又は提出については、当該書面の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面を交付し、又は提出したものとみなす。
 - (1) (略)
 - (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)

をもって調製するファイルに記載事

項を記録したものを交付する方法

 $3 \sim 6$ (略)

- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面の交付又は提出については、当該書面の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面を交付し、又は提出したものとみなす。
- (1) (略)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の 事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事 項を記録したものを交付する方法

 $3 \sim 6$ (略)

議案第 40号参考資料

川口市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市子ども医療費の支給に関する条例(昭和48年条例第38号)

改 正 案	現行
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると
ころによる。	ころによる。
(1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。	(1) 子ども 乳幼児及び児童 をいう。
	(2) 乳幼児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び学校
	教育法(昭和22年法律第26号)第18条の規定により保護者が同法第17
	条第1項に規定する義務の猶予(当該猶予が精神的又は身体的な理由によるも
	のであると市長が認める場合に限る。)を受けている者をいう。
	(3) 児童 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち乳
	幼児以外のものをいう。
(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に保護して	(4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に保護して
いるもの <u>(日本国内に住所を有する者に限る。)</u> をいう。	いるものをいう。
(3) · (4) (略)	<u>(5) ・(6)</u> (略)
(対象者)	(対象者)
第3条 医療費の支給を受けることができる者は、市内に住所を有する子どもであ	第3条 医療費の支給を受けることができる者は、市内に住所を有する子どもであ
って国民健康保険法の規定による被保険者又は社会保険各法 <u>の規定による被保険</u>	って国民健康保険法の規定による被保険者又は社会保険各法に定める
者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者であるもの(以下「対象子ども」と	被扶養者であるもの(以下「対象子ども」と
いう。)の保護者(保護者が複数ある場合にあっては、それらのうち規則で定め	いう。)の保護者(保護者が複数ある場合にあっては、それらのうち規則で定め
る保護者に限る。次条において同じ。)とする。	る保護者に限る。次条 <u>及び第5条</u> において同じ。)とする。
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象子どもと	2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象子どもと
しない。	しない。
(1) ~(3) (略)	(1) ~(3) (略)
(4) 川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第22号	(4) 川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第22号

- <u>)に基づき医療費の助成を受けることができる子ども(同条例第5条第1項の</u> 規定により医療費が助成されない者を除く。)
- (5) 川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第35号)に基づき医療費の支給を受けることができる子ども(同条例第6条第1項の規定により医療費が支給されない者を除く。)
- (6) 他の地方公共団体から次に掲げる事業に相当する事業により医療に関する給付を受けることができる子ども
 - ア この条例に基づき医療費の支給を行う事業
- <u>イ</u>川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例に基づき医療費の助成を 行う事業
- ウ 川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例に基づき医療費の支給 を行う事業

(受給資格の登録等)

- 第4条 <u>医療費</u> の支給を受けようとする<u>子どもの</u>保護者は、規則で定めるところにより市長に申請し、<u>当該子ども</u>に係る受給資格の登録を受けなければならない。
- 2 (略)

-) による助成金の支給の対象となっている子ども
- (5) 川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第35号)による医療費の支給の対象となっている子ども

(乳幼児の医療費の受給資格の登録等)

- 第4条 <u>乳幼児に係る医療費</u>の支給を受けようとする<u>乳幼児の</u>保護者は、規則で定めるところにより市長に申請し、<u>当該乳幼児</u>に係る受給資格の登録を受けなければならない。
- 2 (略)
- 3 <u>乳幼児に係る</u>受給資格の始期は、第1項の規定による申請があった日とする。 ただし、規則で定める場合にあっては、この限りでない。

(児童の医療費の受給資格の登録等)

- 第5条 児童に係る医療費の支給を受けようとする児童の保護者は、規則で定める ところにより市長に申請し、当該児童に係る受給資格の登録を受けなければなら ない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、 受給資格の登録の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 児童に係る受給資格の始期は、第1項の規定による申請があった日とする。た だし、規則で定める場合にあっては、この限りでない。

(児童の医療費の支給制限)

第6条 児童に係る医療費は、前条第1項の規定により児童に係る受給資格の登録 を受けた保護者(以下「児童に係る資格登録者」という。)及びその配偶者が、 (受給資格証の交付)

<u>第5条</u> 市長は、<u>前条第1項</u>の規定により受給資格の登録を受けた者(以下「<u>受</u> 給者」という。)

に受給資格証を交付するものとする。

(医療費の支給)

第6条 市長は、対象子どもについて保険給付があったときは、当該対象子どもに 係る受給者

_____に一部負担金等(当該保険給付に係るものに限る。)に相当する額から付加給付金を控除した額の医療費を支給するものとする。

2 (略)

第7条 (略)

(届出義務)

第8条 受給者

は、第4条第1項の

登録に係る子どもが第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき、 又は第4条第1項_____の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

第9条・第10条 (略)

(支給金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の行為により医療費の支給を受けた者があるとき、又は第2条第4号の規定により国民健康保険法による被保険者若しくは社会

その年(1月から9月までの間にあっては、その年の前年)の3月31日までに 納期が到来した市税その他の市の徴収金のうち規則で定めるもの(以下「市税等」という。)を滞納している場合であって、当該保護者にその児童に係る医療費 を支給することが市税等の納付の義務の履行に関し著しく公平を欠くと認められ る場合として規則で定める場合に該当するときは、支給しない。

(受給資格証の交付等)

- 第7条 市長は、第4条第1項の規定により受給資格の登録を受けた者(以下「乳 幼児に係る資格登録者」という。)及び児童に係る資格登録者であって前条の規定に該当しないと認めるものに受給資格証を交付するものとする。
- 2 市長は、前条の規定により医療費を支給しないときは、当該児童に係る資格登 録者にその旨を通知するものとする。

(医療費の支給)

第8条 市長は、対象子どもについて保険給付があったときは、当該対象子どもに係る前条第1項の規定により受給資格証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)に一部負担金等(当該保険給付に係るものに限る。)に相当する額から付加給付金を控除した額の医療費を支給するものとする。

2 (略)

第9条 (略)

(届出義務)

- 第10条 乳幼児に係る資格登録者及び児童に係る資格登録者は、当該 登録に係る子どもが第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき、 又は第4条第1項若しくは第5条第1項の規定により申請した事項に変更が生じ たときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。
- 2 児童に係る資格登録者は、規則で定めるところにより、市税等の滞納の有無そ の他規則で定める事項について市長に届け出なければならない。ただし、市長が 当該事項について公簿等により確認することができる場合は、この限りでない。
- 第11条・第12条 (略)

(支給金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の行為により医療費の支給を受けた者があるとき、又は第2条第6号の規定により国民健康保険法による被保険者若しくは社会

保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者が負担すべき額から控除をすべき医療に関する給付を受けた者であって当該控除を行わずに医療費の支給を受けたものその他過誤払が生じている者があるときは、これらの者から既に支給した医療費の全部又は一部を返還させることができる。

第12条 (略)

保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者が負担すべき額から控除をすべき医療に関する給付を受けた者であって当該控除を行わずに医療費の支給を受けたものその他過誤払が生じている者があるときは、これらの者から既に支給した医療費の全部又は一部を返還させることができる。

第14条 (略)

議案第 41号参考資料

川口市重度要介護高齢者福祉手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市重度要介護高齢者福祉手当支給条例(平成15年条例第18号)

(下線の部分は改正部分)

 改 正 案
 現 行

 (支給要件)
 (支給要件)

 第2条 手当は、東内に住所を有する6.5 達以上の者で、次に掲げる悪性を借えて、第2条 手当は、東内に住所を有する6.5 達以上の者で、次に掲げる悪性を借えて、第2条 手当は、東内に住所を有する6.5 達以上の者で、次に掲げる悪性を借えて、第2条 手当は、東内に住所を有する6.5 達以上の者で、次に掲げる悪性を備えて、第2条 手当は、東内に住所を有する6.5 達以上の者で、次に掲げる悪性を備えて、第2条 手当は、東内に住所を有する6.5 達以上の者で、次に掲げる悪性を構えて、第2条 手当は、東内に住所を有する6.5 達以上の者で、次に提供する悪性を構えて、第2条 手当は、東内に住所を有する6.5 達以上の者で、次に提供する悪性を持ちます。

- 第2条 手当は、市内に住所を有する65歳以上の者で、次に掲げる要件を備えているものに支給する。
 - (1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の規定により本市が行う介護保険の被保険者であって、要介護状態区分(法第7条第1項の区分をいう。以下同じ。)が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項に規定する要介護4又は要介護5に該当するものとして要介護認定(法第19条第1項の認定をいう。)を受けていること。

(2) • (3) (略)

(支給時期)

第7条 手当は、毎年1月、3月、5月、7月、9月及び11月の6期に、それぞれの前々月までの分を支給する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- 第2条 手当は、市内に住所を有する65歳以上の者で、次に掲げる要件を備えているものに支給する。
 - (1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の規定により本市が行う介護保険の被保険者であって、要介護状態区分(法第7条第1項の区分をいう___。)が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項に規定する要介護4又は要介護5に該当するものとして要介護認定(法第19条第1項の認定をいう。)を受けていること。
 - (2) (3) (略)

(支給時期)

第7条 手当は、毎年<u>4月及び10月の2期</u> に、それぞれの<u>前月</u>までの分を支給する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

議案第 42号参考資料

川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第22号)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案

(助成の対象)

- 第3条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員若しくは加入者(以下「被保険者等」という。)若しくは社会保険各法による被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 本市に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア (略)

- イ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者で、障害者総合支援法第19条第3項又は第4項の規定により他の市町村から同条第1項に規定する支給決定を受けることとなるもの
- ウ 他の市町村の長が老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第11条第1 項第1号の規定により同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を 委託している者

工 (略)

<u>オ</u> 他の市町村の長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により同項に規定する障害者支援施設等に入所を委託し、又は同項に規定する指定医療機関 (<u>第6号</u>において「指定医療機関」という。)に入院を委託している者

カ・キ (略)

<u>ク</u> 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第24条の2第1項の規定により障害児入所給付費 (以下この号及び第9号において「障害児入所給付費」

(助成の対象)

第3条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員若しくは加入者(以下「被保険者等」という。)若しくは社会保険各法による被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

行

(1) 本市に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

現

ア (略)

イ (略)

- ウ 他の市町村の長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により同項に規定する障害者支援施設等に入所を委託し、又は同項に規定する指定医療機関 (第4号において「指定医療機関」という。)に入院を委託している者
- エ・オ (略)
- <u>カ</u> 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項の規定により障害児入所給付費(以下この号及び第7号において「障害児入所給付費」

という。)を支給されている保護者の当該支給の決定に係る障害児(同法<u>第</u>24条の24第3項の規定により障害児又は障害児の保護者とみなされた者を含む。同号において同じ。)のうち同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等(同号において「指定障害児入所施設等」という。

-)に入所している者で次の(ア) 又は(イ) に掲げる区分に応じ、当該(ア) 又は(イ) に定める者以外のもの
- (ア) (イ) (略)

ケ・コ (略)

- (2) (略)
- (3) 本市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者で、障害者総合支援法第19条第3項又は第4項の規定により本市から同条第1項に規定する支給決定を受けることとなるもの
- (4) 市長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により本市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者(5)~(12)(略)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。
 - (1) ~(4) (略)
 - (5) 他の地方公共団体から次に掲げる事業に相当する事業により医療に関する給付を受けることができる者
 - ア この条例に基づき医療費の助成を行う事業
 - イ 川口市子ども医療費の支給に関する条例(昭和48年条例第38号)に基づき医療費の支給を行う事業
 - ウ 川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第35 号)に基づき医療費の支給を行う事業

(届出の義務)

第9条 (略)

2 受給資格登録者は、規則で定めるところにより、所得の状況について市長に届

という。)を支給されている保護者の当該支給の決定に係る障害児(同法<u>第</u>24条の24第2項の規定により障害児又は障害児の保護者とみなされた者を含む。第7号において同じ。)のうち同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等<u>(第7号</u>において「指定障害児入所施設等」という。)に入所している者で次の(ア) 又は(イ) に掲げる区分に応じ、当該(ア) 又は(イ) に定める者以外のもの

(ア) • (イ) (略)

キ・ク (略)

(2) (略)

(3) ~ (10) (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。
 - (1) ~(4) (略)

(届出の義務)

第9条 (略)

2 受給資格登録者は、規則で定めるところにより、所得の状況について市長に届

け出なければならない。<u>ただし、市長が当該事項について公簿等により確認する</u> ことができる場合は、この限りでない。

附則

1 (略)

(助成の対象の特例)

2 平成20年3月31日において<u>第3条第1項第10号</u>の規定により現に受給者 証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)が、平成20年4月1日に 高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者 となったことにより第3条第1項に規定する対象者に該当しないこととなる場合 においては、当該受給者が住所の変更を行うまでの間、引き続き<u>同号</u>に該 当するものとみなして、この条例の規定を適用する。

3 • 4 (略)

け出なければならない。

附則

1 (略)

(助成の対象の特例)

2 平成20年3月31日において<u>第3条第1項第8号</u>の規定により現に受給者 証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)が、平成20年4月1日に 高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者 となったことにより第3条第1項に規定する対象者に該当しないこととなる場合 においては、当該受給者が住所の変更を行うまでの間、引き続き<u>同項第8号</u>に該 当するものとみなして、この条例の規定を適用する。

3 • 4 (略)

議案第 43号参考資料

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市国民健康保険税条例(昭和29年条例第25号)

(下線の部分は改正部分)

改

案 TF.

(課税額)

第2条 (略)

2 (略)

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(2項世帯主を除く。) 及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の 合算額とする。ただし、当該合算額が220,000円を超える場合においては、 後期高齢者支援金等課税額は、220,000円とする。

4 (略)

(税額の減額)

第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課す る国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減 額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、65 0,00円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額 を減額して得た額(当該減額して得た額が220,000円を超える場合には、 220,000円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を 減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、1 70.00円)の合算額とする。

(1) ~(3) (略)

2 · 3 (略)

(課税額)

第2条 (略)

2 (略)

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(2項世帯主を除く。) 及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の 合算額とする。ただし、当該合算額が200,000円を超える場合においては、 後期高齢者支援金等課税額は、200,00円とする。

行

現

4 (略)

(税額の減額)

第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課す る国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減 額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、65 0,00円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額 を減額して得た額(当該減額して得た額が200,000円を超える場合には、 200、000円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を 減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、1 70.00円)の合算額とする。

 $(1) \sim (3)$ (略)

2 • 3 (略)

議案第 44号参考資料

川口市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第63号)

改正案	現 行
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第11条 法第34条において <u>読み替えて</u> 準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が300,000円以上である場合とする。	第11条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が300,000円以上である場合とする。

議案第 46号参考資料

川口市朝日環境センター施設整備審議会条例案新旧対照表

○ 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和53年条例第9号)(附則第2項関係)

	改正	案		現
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)
職名		報酬額		職名報酬額
(略)				(略)
廃棄物処理施設設置等調整 委員会	(略)			廃棄物処理施設設置等調整 (略) 委員会
審議会 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	会 長	日額 7,800円		(略)
	<u> 7,200円</u>			
(略)				
			•	

議案第 47号参考資料

川口市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市空家等対策協議会条例(平成28年条例第68号)

改 正 案	現 行
(所掌事務)	(所掌事務)
第2条 協議会は、法 <u>第7条第1項</u> に規定する空家等対策計画の作成及び変更並び	第2条 協議会は、法 <u>第6条第1項</u> に規定する空家等対策計画の作成及び変更並び
に実施に関する事項その他空家等に関する施策の推進に関し必要な事項について	に実施に関する事項その他空家等に関する施策の推進に関し必要な事項について
協議を行う。	協議を行う。

議案第 48号参考資料

川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市建築基準法等関係事務手数料条例(平成11年条例第52号)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案

行

現

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づく建築基準法(昭和25年法律第201号)、マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)に規定する事務その他これらに関係する事務に係る手数料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく認定の申請に係る手数料の 額等)

- 第6条 都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この条において「法」という。
-)に基づき市長に認定の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に 手数料を納付しなければならない。
- (1) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下「低炭素建築物新築等計画」という。)の認定申請手数料(次号に規定するものを除く。)
 - ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる 基準に適合していることを証する書類(住宅品質確保法第5条第1項に規定 する登録住宅性能評価機関又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関す</u> <u>る法律</u>第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が 作成したものに限る。)又はその写し(以下この条において「適合証」とい う。)が添付されているもの 1件につき 別表第3(ア)の欄に掲げる建

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づく建築基準法(昭和25年法律第201号)、マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に規定する事務その他これらに関係する事務に係る手数料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく認定の申請に係る手数料の 額等)

- 第6条 都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この条において「法」という。
-)に基づき市長に認定の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に 手数料を納付しなければならない。
- (1) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下「低炭素建築物新築等計画」という。)の認定申請手数料(次号に規定するものを除く。)
 - ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる 基準に適合していることを証する書類(住宅品質確保法第5条第1項に規定 する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する <u>法律</u>第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が 作成したものに限る。)又はその写し(以下この条において「適合証」とい う。)が添付されているもの 1件につき 別表第3(ア)の欄に掲げる建

築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(イ)の欄に定める額(同表(ア)の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表(イ)の欄に定める額を合算した額)

イ (略)

(2) ~(4) (略)

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定に基づく認定の申請 に係る手数料の額等)

- 第7条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (以下この条において 「法」という。) に基づき市長の判定を受けようとする者又は市長に交付若しく は認定の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付し なければならない。
 - (1) (略)
 - (2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u> (平成28年国 土交通省令第5号) 第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを 証する書面の交付申請手数料

ア・イ (略)

(3) ~(7) (略)

2 (略)

築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表 (イ)の欄に定める額 (同表 (ア)の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表 (イ)の欄に定める額を合算した額)

イ (略)

(2) ~(4) (略)

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 の規定に基づく認定の申請 に係る手数料の額等)

- 第7条 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> (以下この条において 「法」という。) に基づき市長の判定を受けようとする者又は市長に交付若しく は認定の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付し なければならない。
 - (1) (略)
 - (2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> (平成28年国土交通省令第5号) 第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付申請手数料

ア・イ (略)

(3) ~(7) (略)

2 (略)

議案第 49号参考資料

川口市消防法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市消防法等関係事務手数料条例(平成12年条例第16号)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案

(危険物施設の承認の申請に係る手数料の額等)

- 第2条 法に基づき市長に指定数量(法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)で定める数量をいう。以下同じ。)以上の危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所に係る承認、許可等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請手数料

ア~エ (略)

- オ 特定屋外タンク貯蔵所 (浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方 公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を 定める省令 (平成12年自治省令第5号。以下「標準手数料省令」という。
-)第1条の3に規定するものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち標準手数料省令第1条の4に規定するものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)

(ア) ~(ク) (略)

- カ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
 - (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 同 <u>1,450,000円</u>
 - (4) 危険物の貯蔵最大数量が 5, 000キロリットル以上 10, 000キロリットル未満のもの 同 1, 720, 000円

行

現

(危険物施設の承認の申請に係る手数料の額等)

- 第2条 法に基づき市長に指定数量(法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)で定める数量をいう。以下同じ。)以上の危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所に係る承認、許可等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。
 - (1) (略)
- (2) 法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請手数料

ア~エ (略)

- オ 特定屋外タンク貯蔵所 (浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方 公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を 定める省令 (平成12年自治省令第5号。以下「標準手数料省令」という。
-)第1条の2に規定するものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち標準手数料省令第1条の3に規定するものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)

(ア) ~(ク) (略)

- カ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
 - (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 同 1,180,000円
 - (イ) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満のもの 同 1,410,000円

- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 同 1,920,000円
- (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000 キロリットル未満のもの 同 2,360,000円
- (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,00 0キロリットル未満のもの 同 2,740,000円
- (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,00 0キロリットル未満のもの 同 5,640,000円
- (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,00 0キロリットル未満のもの 同 7,240,000円
- (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの 同8,790,000円

キ~テ (略)

(3) ~(8) (略)

- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 同 1,590,000円
- (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000 キロリットル未満のもの 同 1,950,000円
- (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,00 0キロリットル未満のもの 同 2,270,000円
- (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,00 0キロリットル未満のもの 同 4,550,000円
- (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,00 0キロリットル未満のもの 同 <u>5,820,000円</u>
- (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの 同7,070,000円

キ~テ (略)

(3) ~(8) (略)

議案第 50号参考資料

川口市空家等対策に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市空家等対策に関する条例(平成30年条例第28号)

改正案	現
(指導)	(指導)
第2条 市長は、空家等(第2条 市長は、空家等(特定空家等(法第2条第2項に規定する特定空家等をい
<u>法第13条第1項に規定する管理不全空家等</u> を除く。以下この条及び次条におい	<u>う。) を除く。以下この条及び次条におい</u> を除く。以下この条及び次条におい
て同じ。) の所有者等(法 <u>第5条</u> に規定する所有者等をいう。以下同じ。) に対	て同じ。)の所有者等(法 <u>第3条</u> に規定する所有者等をいう。以下同じ。)に対
し、当該空家等に関し、修繕、立木等の伐採、雑草の除去、防犯上の措置その他	し、当該空家等に関し、修繕、立木等の伐採、雑草の除去、防犯上の措置その他
の周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるよう指導をすることが	● の周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるよう指導をすることが
できる。	できる。
(勧告)	(勧告)
第3条 市長は、前条の 指導をした場合において、なお、当該空家等の	 第3条 市長は、前条の規定による指導をした場合において、なお、当該空家等の
当該指導に係る措置を講ずるよう勧告をすることができる。	 当該指導に係る措置を講ずるよう勧告をすることができる。
(緊急措置)	(緊急措置)
第4条 市長は、空家等の管理が不全な状態に起因して、不特定又は多数の者の生	第4条 市長は、空家等の管理が不全な状態に起因して、不特定又は多数の者の生
命、身体又は財産に重大な危害を及ぼすおそれがあり、かつ、第2条の指導若し	□ 命、身体又は財産に重大な危害を及ぼすおそれがあり、かつ、第2条の指導若し
くは前条の勧告又は法第13条第1項の指導若しくは同条第2項の規定による勧	くは前条の勧告又は法第14条第1項
告若しくは法第22条第1項の助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告	の助言若しくは指導、同条第2項の勧告
――――――――――――――――――――――――――――――――――――	者しくは同条第3項の 命令により所有者等に当該危害を避けるための
#置を行わせる時間的余裕がなく緊急に当該措置を行う必要があると認める場合	
に限り、当該危害を避けるための必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた	に限り、当該危害を避けるための必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた
者若しくは委任した者に行わせることができる。	者若しくは委任した者に行わせることができる。
2 (略)	2 (略)
3 市長は、前項の規定による通知をしようとする場合において、当該空家等の所	3 市長は、前項の
有者等を確知することができないとき、又は当該空家等の所有者等の所在が判明	

しないときは、当該通知の内容を公示しなければならない。

4 (略)

(身分証)

第7条 第4条第1項若しくは前条の<u>措置</u> 又は第5条第1項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(関係行政機関との連携)

第8条 市長は、第4条第1項若しくは第6条の<u>措置</u> 又は第5条第1項 の規定による立入調査をするに当たり必要があると認めるときは、警察その他の 関係行政機関に必要な協力を求めることができる。

しないときは、当該通知の内容を公示しなければならない。

4 (略)

(身分証)

第7条 第4条第1項若しくは前条の<u>規定による措置</u>又は第5条第1項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(関係行政機関との連携)

第8条 市長は、第4条第1項若しくは第6条の<u>規定による措置</u>又は第5条第1項 の規定による立入調査をするに当たり必要があると認めるときは、警察その他の 関係行政機関に必要な協力を求めることができる。

議案第 51号参考資料

川口市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市営住宅設置及び管理条例(平成9年条例第47号)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案

(入居者の資格)

- 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。
 - (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条、第11条 第5号、第14条第1項及び第3項並びに第15条第1項及び第2項において 同じ。)があること。ただし、次のアからクまでのいずれかに該当する者(身 体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅に おいてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認め るものを除く。)にあっては、この限りでない。

ア~キ (略)

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下このクにおいて「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で(ア) 又は(イ) のいずれかに該当するもの

(ア) (略)

(イ) 配偶者暴力防止等法<u>第10条第1項又は第10条の2(これらの規定を</u> 配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定 により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じ た日から起算して5年を経過していないもの

(2) ~(6) (略)

2 (略)

(入居者の資格)

第6条 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

行

現

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条、第11条 第5号、第14条第1項及び第3項並びに第15条第1項及び第2項において 同じ。)があること。ただし、次のアからクまでのいずれかに該当する者(身 体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅に おいてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認め るものを除く。)にあっては、この限りでない。

ア~キ (略)

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下このクにおいて「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) (略)

(4) 配偶者暴力防止等法第10条第1項(

配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定 により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じ た日から起算して5年を経過していないもの

 $(2) \sim (6)$ (略)

2 (略)

議案第 52号参考資料

川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第61号)

改正案	現 行
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において <u>読み替えて</u> 準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が300,000円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第6 7号)第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が300,000円以上である場合とする。